

第2章 応急対応計画

第1節 災害対策本部

第1 応急活動体制

事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急活動体制については、
II 自然災害対策編 第2章第2節「防災活動体制」を準用する。

第2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、II 自然災害対策編 第2章第2節第6「災害広報活動」の定めによるほか、次により実施するものとする。

1 海難災害発生時

(1)実施機関

船舶所有者等、大津漁業協同組合、浦幌町、北海道運輸局、第一管区海上保安部、浦幌町（消防機関）、北海道、北海道警察

(2)実施事項

ア 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確にきめ細かく、適切に提供する。

- ① 海難の状況
- ② 家族等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の応急対策に関する情報
- ⑤ その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

- ① 海難の状況
- ② 旅客及び乗組員等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の応急対策に関する情報
- ⑤ その他必要な事項

まちづくり政策課

災害復旧計画

第2節 事案処理に関する事

2 油等の大量流出事故災害発生時

(1) 実施機関

船舶所有者等、大津漁業協同組合、危険物関係施設管理者、港湾管理者、浦幌町、北海道運輸局、第一管区海上保安部、浦幌町（消防機関）、北海道、北海道警察

(2) 実施事項

ア 旅客及び地域住民等への広報

浦幌町は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により次の事項について、広報を実施する。

- ① 油等大量流出事故災害の状況
- ② 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ③ 海上輸送復旧の見通し
- ④ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑤ その他必要な事項

3 鉄道災害発生時

(1) 実施機関

J R 浦幌駅、浦幌町、池田警察署

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ① 鉄道災害の状況
- ② 家族等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ⑤ その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項について広報を実施する。

- ① 鉄道災害の状況
- ② 乗客及び乗員等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ⑤ 施設等の復旧状況
- ⑥ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑦ その他必要な事項

4 道路災害発生時

(1) 実施機関

道路管理者、浦幌町、池田警察署

(2) 実施事項

ア 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ① 道路災害の状況
- ② 家族等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ⑤ その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項について広報を実施する。

- ① 道路災害の状況
- ② 被災者の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ⑤ 施設等の復旧状況
- ⑥ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑦ その他必要な事項

5 危険物等災害発生時

(1) 実施機関

浦幌町、事業者及び消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、劇物及び毒物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ① 災害の状況
- ② 家族等の安否情報
- ③ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- ④ 医療機の実施する応急対策の概要
- ⑤ 関係機関な事項
- ⑥ その他必要関等の情報

イ 地域住民への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項について広報を実施する。

- ① 災害の状況
- ② 被災者の安否情報
- ③ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- ④ 医療機関等の情報
- ⑤ 関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑥ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑦ その他必要な事項

6 大規模な火事災害発生時

(1) 実施機関

浦幌町、防災関係機関

(2) 実施事項

ア 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ① 災害の状況
- ② 家族等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑤ その他必要な情報

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項について広報を実施する。

- ① 災害の状況
- ② 被災者の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑤ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑥ その他必要な事項

第2節 事案処理に関すること

第1 搜索活動

海難船舶の搜索活動は、関係機関が相互に密接に協力の上、それぞれ船舶・ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

総務課

第2 流出した油の拡散防止及び回収除去活動

事故の原因者等は、速やかに第一管区海上保安本部又は所轄する海上保安機関に通報するとともに排出油の防除活動を実施する。

浦幌町は、油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力の上、必要に応じて流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講じるものとする。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努める。

総務課
産業課
町民課

第3 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

(1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流失・拡散の防止、流失した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずるものとする。

総務課
浦幌消防署

第4 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、Ⅱ 自然災害対策編 第2章第3節第5「海難救助活動」の定めによるほか次により実施する。

- (1) 遭難船舶を認知したときは、広尾海上保安署及び池田警察署に連絡するとともに直ちに現場に臨み、救護措置を行う。
- (2) 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行う。

鉄道災害時・道路災害時・危険物等災害時・大規模な災害時における救助救出活動については、Ⅱ 自然災害対策編 第2章第3節第4「救助救出活動」の定めによるものとする。

第5 医療救護活動

事故災害発生時の医療救護活動については、Ⅱ 自然災害対策編 第2章第3節第6「医療、医療救護及び助産活動」の定めるところにより実施する。

第6 行方不明者の捜索及び死体の収容等

浦幌町及び関係機関は、Ⅱ 自然災害対策編 第2章第3節第7「行方不明者の捜索及び死体の収容処理、埋葬」の定めにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

第7 消防活動

1 油等の大量流出事故災害発生時

浦幌消防署は、火災状況等の情報収集に努め、海上保安部署の消火活動に協力する。

2 鉄道災害発生時

鉄道災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 事業者

事業者は、鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力する。

(2) 消防機関

ア 消防機関は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

イ 消防機関の職員は、鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定することができる。

3 道路災害発生時

消防機関は、道路災害による火災の発生状況を速やかに把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

4 危険物等災害発生時

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 事業者

事業者は、消防機関の現地到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限に抑えるなどの消防活動に努めるものとする。

(2) 消防機関

消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

総務課
浦幌消防署
防災関係機関

災害復旧計画

第2節 事案処理に関すること

5 大規模な火事災害発生時

消防機関は、風水害対策編第1章第2節第3「消防計画」の定めるところにより、消防活動を行うものとする。

第8 避難措置

流出油等による火災、爆発及び大規模な火事災害により、又は爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は、Ⅱ 自然災害対策編 第2章第3節第3「避難対策」の定めるところにより実施する。

第3節 情報作戦に関すること

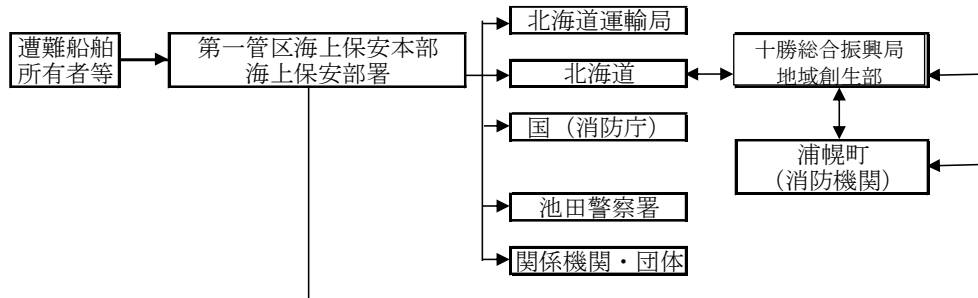
第1 情報通信

総務課
浦幌消防署
防災関係機関

1 海難災害発生時

海難災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。

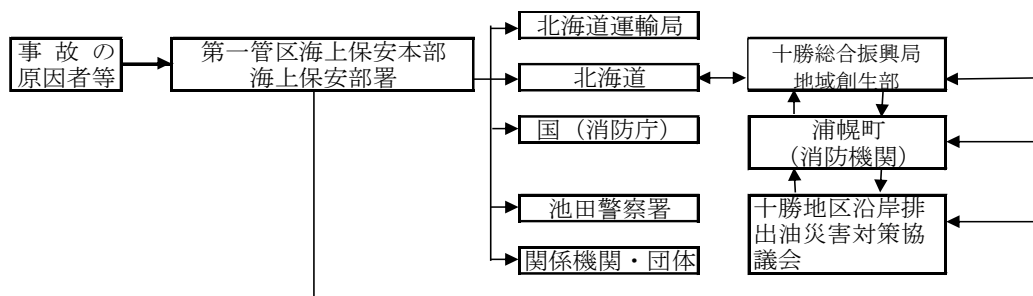
■情報通信連絡系統図



2 油等の大量流出事故災害発生時

油等の大量流出事故が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。

■情報通信連絡系統図



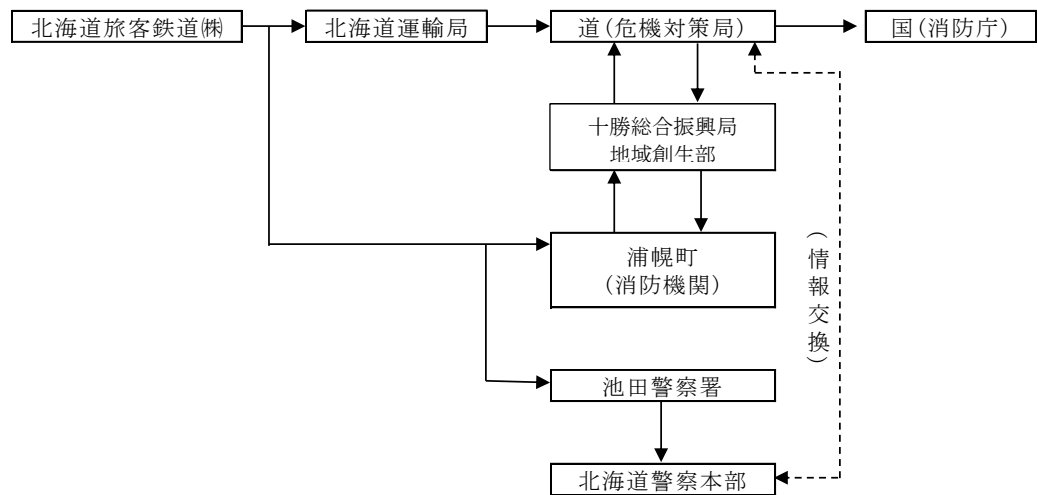
3 鉄道災害発生時

鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報通信連絡系統図は、下記のとおりとする。

■情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害が発生したときは、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整を行うものとする。

4 道路災害発生時

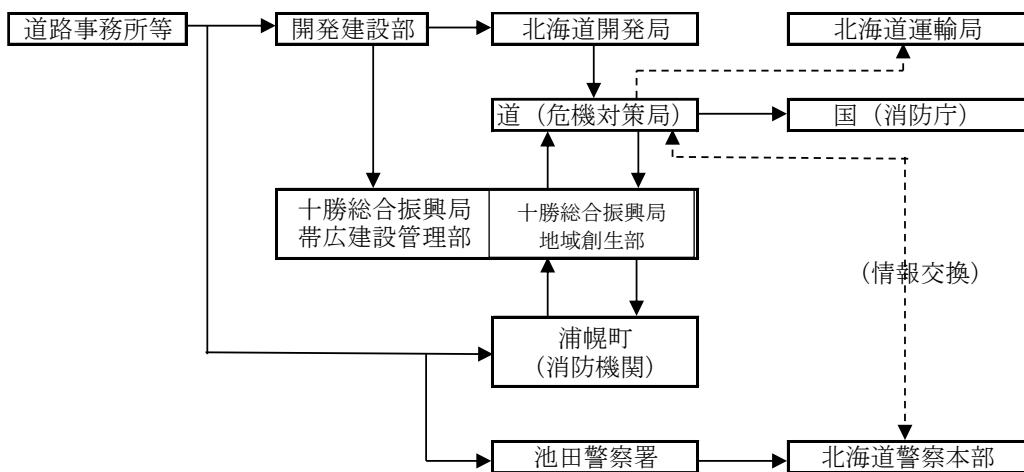
道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

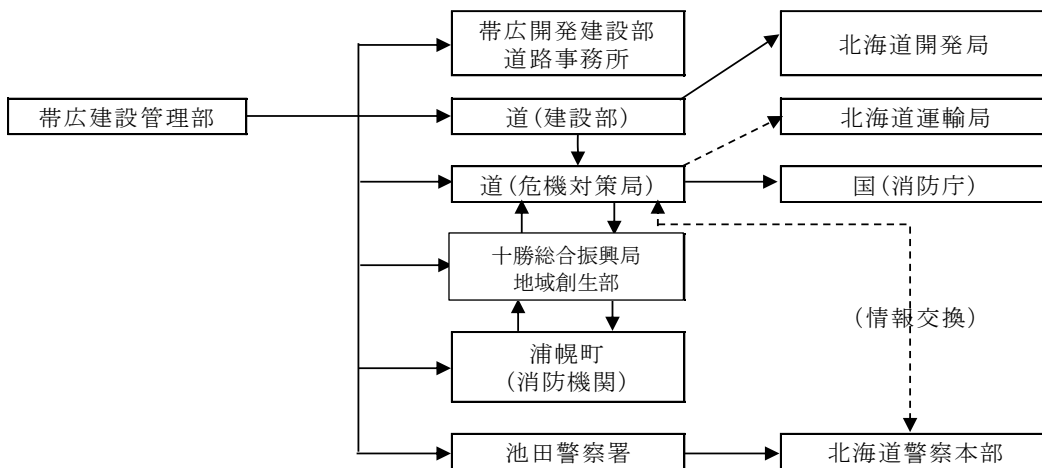
道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報通信連絡系統図は、下記のとおりとする。

■ 情報通信連絡系統図

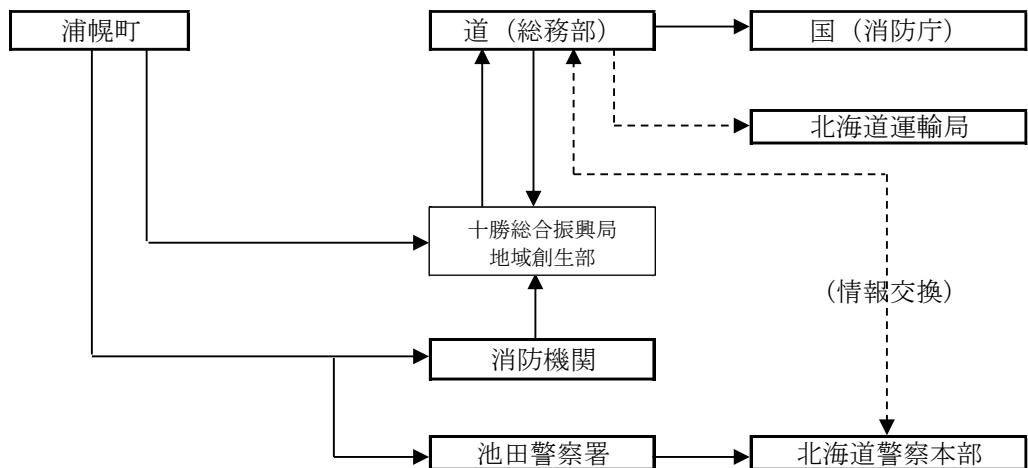
ア 国が管理する道路の場合



イ 北海道が管理する道路の場合



ウ 浦幌町が管理する道路の場合



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害が発生したときは、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

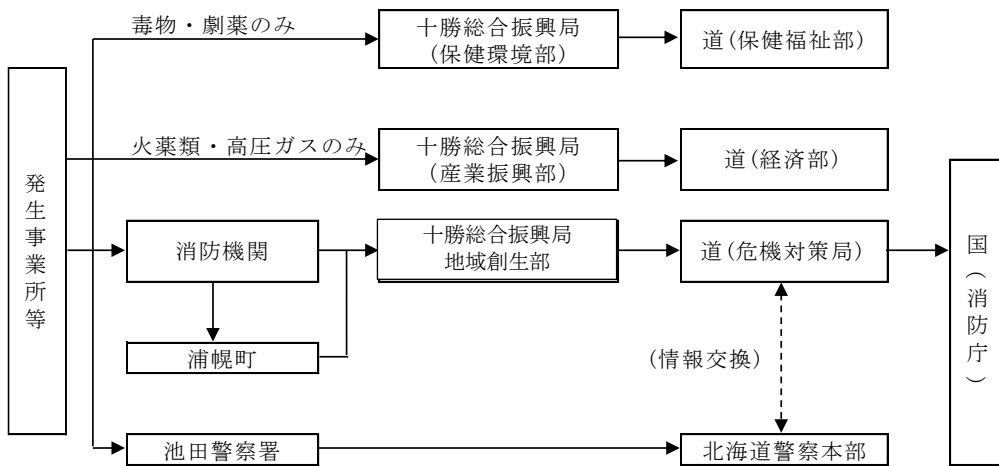
5 危険物等災害発生時

危険物等災害が発生し、又は発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報通信連絡系統図は、下記のとおりとする。

■ 情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害が発生したときは、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

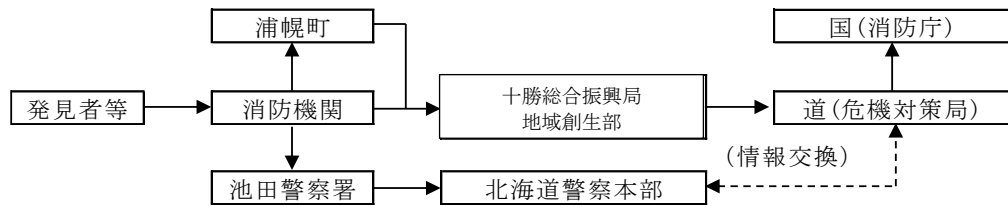
6 大規模な火事災害発生時

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報通信連絡系統図は、下記のとおりとする。

■情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害が発生したときは、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

第2 交通規制

災害の拡大防止及び交通確保のため、第2章第3節第9「災害警備活動」の定めにより、必要な交通規制を行うものとする。

町民課

第4節 資源管理に関すること

第1 自衛隊派遣要請

事故災害時における自衛隊派遣要請については、Ⅱ 自然災害対策編 第2章第6節第1「自衛隊の派遣要請」の定めるところにより、知事（十勝総合振興局長）に依頼する。

第2 広域応援

1 海難災害・鉄道災害・危険物等災害・大規模な火事災害発生時

災害の規模により浦幌町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、北海道や他の市町村に応援を要請する。

また、とちか広域消防局長は、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。

2 油等の大量流出事故災害発生時

流出油等事故災害の規模により浦幌町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、北海道や他の市町村に応援を要請する。

3 道路災害発生時

道路災害の規模により浦幌町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、北海道や他の市町村に応援を要請する。

また、とちか広域消防事務組合の消防力では十分に対応できないと認めるときは、とちか広域消防局長は「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。

総務課

総務課
浦幌消防署

災害復旧計画

第4節 情報作戦に関すること

第2章 災害復旧計画

第1節 道路災害発生時

- (1) 道路管理者は、道路の被害に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。
- (2) 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- (3) 道路管理者は、災害復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第2節 鉄道災害発生時

- (1) 北海道旅客鉄道株式会社は、鉄道災害に伴う施設及び車両の被災状況に応じ、迅速に被災施設及び車両の復旧に努める。
- (2) 北海道旅客鉄道株式会社は、災害復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

第3節 大規模な火事災害発生時

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、浦幌町及び北海道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携の下、Ⅱ 自然災害対策編 第3章「災害復旧計画」の定めにより、迅速かつ円滑に復旧を推進する。

浦幌町地域防災計画作成及び修正経過一覧

沿革	昭和56年 5月25日	浦幌町地域防災計画作成
	昭和57年度	修正
	昭和58年度	修正
	昭和59年度	修正
	昭和60年度	修正
	昭和62年度	修正
	平成 元年度	修正
	平成 2年度	修正
	平成 4年度	修正
	平成 9年度	修正
	平成10年度	修正
	平成11年度	修正
	平成17年度	修正
	平成18年度	修正
	平成19年度	修正
	平成20年度	修正
	平成25年 3月	全面改定
	平成26年11月	修正
	平成29年12月	修正
	平成30年3月	構成変更・修正

浦幌町地域防災計画

浦幌町防災会議
事務局 浦幌町総務課

